

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	12 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から50年3月まで

国民年金保険料の納付制度が始まった昭和36年4月から60歳になるまで一月も欠かさず納付してきた。申立期間が、未納と未加入にされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年8月については、同年3月に申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、同年4月から国民年金保険料を納付しているところ、申立人の夫は、同年9月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、同年8月までの国民年金保険料が納付済みになっている上、申立人も同年9月13日に国民年金被保険者の資格を喪失していることから、申立人のみ同年8月の保険料を納付しなかったとは考え難く、申立人の夫と一緒に納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年9月から50年3月までについては、前述のとおり、申立人が所持する国民年金手帳に被保険者でなくなった日が36年9月13日と記載されているとともに、被保険者となった日（再取得）は50年4月17日、種別は任意と記載されており、当該手帳の記載は、A市及びB市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿とも資格記録が一致していることを踏まえると、当該期間は、国民年金に未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和48年度から50年度まで印字された「国民年金保険料並国民年金手帳預書」の48年度欄に集金人の印鑑が押されていることを根拠に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該欄に

記載されている金額は 51 年度の保険料額である上、A 市も当該預書を 51 年度預書として使用していた納付組合があったと回答していることを踏まえると、集金人は当該預書を 51 年度預書として使用したものと考えられる。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料（家計簿等）は無い上、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 8 月の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和53年1月7日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、28万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月1日から51年12月1日まで  
② 昭和52年7月30日から53年1月7日まで

私は、昭和49年10月1日から52年2月27日まで継続してB社（年金事務所の記録は、C社）に勤務し、また、52年6月1日から53年1月6日まで継続してA社に勤務していたが、申立期間について年金事務所が保有する厚生年金保険の加入記録と異なっていた。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に係る申立人のオンライン記録では、申立人は、昭和52年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月30日に喪失したとされている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間②において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿については、いったん、資格喪失日を昭和52年12月30日（喪失届の受付年月日：昭和53年1月17日）と記録しているものの、その後、52年7月30日（喪失届の受付日：未記載）に社会保険事務所（当時）により訂正されていることが確認できる上、A社は、53年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の記載があるが、このような資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由

は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われていたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、A社に係る申立人の資格喪失日を昭和52年7月30日とする記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である53年1月7日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和52年6月の記録から28万円とすることが妥当である。

一方、申立人は申立期間①について、C社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、年金事務所の記録によると、C社は昭和51年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社における申立人の雇用保険の記録が確認できない上、申立人が挙げた3人の同僚についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、C社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和58年3月及び同年4月については17万円、59年11月及び同年12月については18万円、61年3月及び同年4月については19万円、同年8月及び同年9月については18万円、同年10月から62年1月までの期間については17万円、同年2月から同年4月までの期間、同年8月及び同年9月については18万円、63年11月から平成元年1月までの期間については19万円、平成2年2月から同年4月までの期間、同年9月及び3年1月から同年9月までの期間については20万円、4年8月及び同年9月については22万円、6年10月から7年8月までの期間については20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月1日から平成7年9月1日まで  
ねんきん定期便に記載されているA社での厚生年金保険料納付額を確認したところ、申立期間の中に給与明細書の保険料控除額の方が多い月があるため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細

書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、当該期間のうち、昭和 58 年 3 月及び同年 4 月については 17 万円、59 年 11 月及び同年 12 月については 18 万円、61 年 3 月及び同年 4 月については 19 万円、同年 8 月及び同年 9 月については 18 万円、同年 10 月から 62 年 1 月までの期間については 17 万円、同年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 8 月及び同年 9 月については 18 万円、63 年 11 月から平成元年 1 月までの期間については 19 万円、平成 2 年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 9 月及び 3 年 1 月から同年 9 月までの期間については 20 万円、4 年 8 月及び同年 9 月については 22 万円、6 年 10 月から 7 年 8 月までの期間については 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 5 月から 59 年 10 月までの期間、60 年 1 月から 61 年 2 月までの期間、61 年 5 月から同年 7 月までの期間、62 年 5 月から同年 7 月までの期間、62 年 10 月から 63 年 10 月までの期間、平成元年 2 月から 2 年 1 月までの期間、2 年 5 月から同年 8 月までの期間、2 年 10 月から 12 月までの期間、3 年 10 月から 4 年 7 月までの期間、及び 4 年 10 月から 6 年 9 月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書により、申立人の保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額又は低額であることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（特例法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については18万円に、申立期間②については19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 15 日  
② 平成 17 年 12 月 15 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が賞与の総支給額に見合う額となっていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、A社は、社会保険事務所（当時）に対し、申立てどおりの賞与額で賞与支払届を提出したと主張しているところ、年金事務所が保管する当該届の控えから、同社は社会保険料等を控除した差引支給額を賞与額として届け出ていることが確認できる。

また、A社が提出した月別給与一覧表及び申立人が提出した給与明細書から、申立てどおりの賞与の総支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人に係る標準賞与額については、申立期間①は18万円、申立期間②は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所は、申立てどおりの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 13 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録訂正は年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る平成 17 年 8 月 13 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 2 万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月 14 日に 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2 万円）となっている。

しかしながら、A 社が保管する申立人に係る所得税源泉徴収簿から、申立

人は申立期間において、その主張する標準賞与額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年11月は4万8,000円、同年12月は5万6,000円及び51年1月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月1日から51年2月1日まで

私は、昭和50年9月からA社に勤務し、同年12月分の給与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間についての年金記録が確認できなかった。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書から、申立人が申立期間について、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持している給料支払明細書から、昭和50年11月は4万8,000円、同年12月は5万6,000円、及び51年1月は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月16日から50年1月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を49年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年10月及び同年11月は5万2,000円、同年12月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月7日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（昭和50年1月から同年6月までは6万8,000円、同年7月は8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年1月から同年6月までは6万8,000円、同年7月は8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月16日から50年1月7日まで  
② 昭和50年1月7日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録をみると、私のA社での加入月数は、222月となっているが、私が保管している給与明細書を確認すると、225月分の保険料が控除されており、申立期間に係る厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。また、昭和50年1月から同年7月までの標準報酬月額も間違っているため、正しい額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出したA社の人事記録により、申立人が

同社に昭和 49 年 10 月 16 日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①について、申立人が提出した A 社の給料支給明細書により、給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給料支給明細書において確認できる総支給額から、昭和 49 年 10 月及び同年 11 月は 5 万 2,000 円、同年 12 月は 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、A 社は、昭和 50 年 1 月 7 日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、同僚の証言により、申立人が入社した時点で同社には 5 人以上の従業員が在職していたことが確認できることから、適用事業所の要件を満たしていたと判断できる。

なお、事業主が申立期間①に係る保険料を納付したか否かについては、前述のとおり、A 社が適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人が提出した給料支給明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（昭和 50 年 1 月から同年 6 月までは 6 万 8,000 円、同年 7 月は 8 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月及び同年9月

A県内の事業所を退職し、B市の実家に帰郷した後、市役所で転入届と同時に国民健康保険や国民年金の加入手続を行った。その後、納付書が送付されて来たので、昭和58年8月分及び同年9月分の国民年金保険料をまとめて金融機関で納付したことを記憶している。

申立期間が未加入とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年8月に退職後、B市に帰郷し、市役所において国民年金の加入手続を行い、後日、納付書が送付されたので近くの金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間に係る保険料の納付書が発行されることは考え難く、申立人は申立期間に係る保険料を納付書により金融機関において納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人の妻も申立期間については国民年金に未加入であるなど、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 1 日から同年 11 月 7 日まで  
② 昭和 37 年 9 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで

申立期間についてA社B支店（現在は、C社D支店）に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた3人のうち2人の同僚の証言から、勤務の期間は特定できないものの、申立人がA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社D支店は、申立人が申立期間にA社B支店に勤務していた事実を確認できる人事記録等の関連資料を保管していない上、雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人の挙げた3人のうち2人の同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない上、これら3人のうち2人については申立期間①及び申立期間②のうち昭和37年9月1日から38年5月1日までの期間についてA社B支店における厚生年金保険の加入記録を確認できない。

さらに、申立期間②にA社B支店の厚生年金保険の加入記録がある同僚で所在が判明した14人のうち6人から得た回答においても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月5日から25年2月1日まで  
② 昭和43年7月15日から48年7月1日まで  
③ 昭和52年11月1日から55年9月1日まで

私は、昭和24年3月5日にA社に入社し、同年3月20日に同社B出張所に異動した後、27年3月1日にC社に移籍するまで同出張所に勤務した。

また、昭和43年7月15日から48年6月まではD社（当初の名称は、E社F営業所。昭和46年10月20日にD社として法人化。）に、51年2月1日から55年8月まではG社にそれぞれ勤務した。

ところが、申立期間については厚生年金保険被保険者期間を確認できないので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の人事担当者及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA社及び同社B出張所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人及び複数の同僚は、「本社での数週間の研修を終えた後、出張所等へ赴任した。」と証言しており、オンライン記録によると、申立人と同時期に入社した同僚3人及び申立人よりも1年前に入社した3人は、赴任先の出張所等において厚生年金保険被保険者資格の取得が行われ、A社本社においては、加入記録が無いことが確認できる。

また、A社B出張所は既に適用事業所でなくなっている上、A社本社においても当該期間における申立人の厚生年金保険料控除等に関する資料は無く、当該期間に同出張所に勤務していた同僚からも厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができないことから、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができな

い。

さらに、A社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記録では、同出張所が適用事業所となった日（昭和24年3月1日）から25年2月1日までの間に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立事業所の複数の取締役及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にE社F営業所及びD社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和43年7月15日から46年10月19日までは、申立事業所のE社F営業所は個人事業所であり、申立人は同事業所の代表者であったと自ら供述していることから、厚生年金保険には加入できない。

また、E社F営業所及びD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、両者の期間を通じて、被保険者が29人確認できるが、申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号に欠落も無い。

申立期間③については、申立事業所の代表取締役、取締役及び同僚の証言から、申立人が申立期間にG社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、G社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、被保険者が13人確認できるが、申立人は昭和52年11月1日に資格喪失していることが確認でき、その他に申立人の記録は確認できず、同原票の整理番号に欠落も無い。

また、法人登記簿謄本によれば、申立期間③当時のG社の代表取締役は申立人ではないものの、申立人は、G社の実質的な代表者は自分であり、厚生年金保険の加入等の手続も自分でしていた旨供述している。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人が申立期間②のうち昭和46年10月20日から48年7月1日までの期間及び申立期間③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は当該期間当時、特例法第1条第1項ただし書きの規定により、申立人は、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 1 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで  
② 平成 17 年 8 月 1 日から 19 年 11 月 1 日まで

私の A 社での申立期間の標準報酬月額の記録は、私の持っている給与明細書の報酬月額を下回っているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は A 社における申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、申立期間①のうち平成 15 年 12 月から 16 年 8 月までについては A 社から提出のあった所得税源泉徴収簿の報酬月額が、当該期間の申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回ることは確認できるものの、所得税源泉徴収簿の社会保険料等の控除額に記載された額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険、厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額と同額であり、申立人がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書及び A 社から提出のあった賃金台帳から、当該期間の申立人の報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を上回ることは確認できるものの、申立人がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

さらに A 社は、申立期間①及び②について、「当時、従業員の報酬月額等を決定していた事業主は既に死亡しているため、標準報酬月額の算定方法は不

明であるが、当社が現在保有する賃金台帳等からみて、標準報酬月額の算定の誤りが一時期あったものの、少なくとも申立人の標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除することはなかった。」と回答している上、申立期間当時の社会保険事務担当者及び元経理事務担当者も、事業所の回答と同様の内容を証言しているほか、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち1人は、給与から控除された厚生年金保険料は年金記録どおりの保険料であると証言しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる証言や関連資料等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から34年3月1日まで

私は、申立期間はA社（現在は、B社）に勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が無かった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社からの回答により、期間については明確ではないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管しておらず、また当時の事業主、経理担当者等も死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認する資料及び証言を得ることができない。

また、申立期間同時にA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、住所の確認ができた同僚からは、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料の控除に関する証言は得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から25年4月7日まで  
② 昭和25年6月6日から33年8月1日まで

申立期間は、脱退手当金を受給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る脱退手当金は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づき計算され、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和33年10月7日に支給決定されており、さらに申立人の32年9月30日までの厚生年金保険被保険者記録が記載されている厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 33.10.2」の記載が認められ、申立期間の脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が申立期間に勤務していたA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失している2人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、2人とも脱退手当金の支給記録があり、資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、申立期間当時の同僚から、「退職する際に社会保険事務担当者から脱退手当金の説明を聞いたが、自分は断った。」と証言があることや、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における船員保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 48 年 7 月 4 日まで

私は申立期間において「A」及び「B社」に勤務していたが、船員保険の加入記録が確認できなかった。

申立期間に勤務していたことは間違いないので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳の写しから、申立期間の大部分について、C船（船舶所有者は「A」）及びD船（船舶所有者はB社（昭和 45 年 10 月 26 日に法人設立登記））に乗船し勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は「A」に係る船員保険被保険者名簿により、昭和 44 年 9 月 1 日付けで被保険者資格を喪失し、同年 9 月 29 日に船員保険被保険者証を返納していることが確認できるとともに、船員保険年金番号証及び船員保険年金番号払出簿により、48 年 7 月 4 日にB社において資格取得していることが確認できる。

また、B社が、前述のとおり商業登記簿謄本により昭和 45 年 10 月 26 日に法人設立登記されていることが確認できることから、申立期間のうち同日より前の時期については、事業主は申立人本人であり、かつ個人船舶所有者であるため、船員保険法の規定により申立人は船員保険の被保険者となることはできない。

さらに、「A」及び「B社」に係る船員保険被保険者名簿では、資格取得年月日が昭和 43 年 9 月 1 日から 48 年 7 月 4 日までの期間における船員保険被保険者資格の取得者の中に、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号の欠落も無い。

加えて、「A」に係る船員保険被保険者名簿及び「B社」の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、船主であり取締役であったことが確認できる上、「船員保険の取得や喪失に係る決定は自らが行っていた。」と主張しており、船主であり取締役であった申立人が、自己の厚生年金保険の資格喪失・資格取得の手續について、内容を承知していなかったとは考え難い。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人が申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月1日から62年2月1日まで  
私は、昭和47年4月1日にA社（現在は、B社）に入社し平成4年6月2日まで引き続き勤務していた。申立期間について厚生年金保険の記録が漏れているため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の事業主は「申立人は昭和60年12月末で定年退職し、62年2月1日から再雇用している。」と証言している上、同社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失決定通知書により、申立人が昭和61年1月1日付けで同資格を喪失したことが確認でき、同社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届に伴う健康保険被扶養者（異動）届の控えにより、申立人が62年2月1日付けで同資格を取得したことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社において昭和46年6月21日から60年12月31日までの期間及び62年2月1日から平成5年11月6日までの期間に被保険者の資格を取得しており、申立人に係る支給台帳により、昭和61年1月24日から同年12月8日までの雇用保険基本手当及び高齢給付金を受給していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間当時の給与明細書等を保管しておらず、ほかに、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与台帳等の関連資料は無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 4 年 9 月 25 日まで  
私の A 社（現在は、B 社）での標準報酬月額の記録は、私の給与と相違している。給与明細書は残っていないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、B 社（当時の担当者）が保管している被保険者台帳により、申立期間のうち、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和 63 年 10 月及び平成元年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、申立人と同じ職種に従事していた同僚は、申立期間当時の給与額と、自身の年金記録の標準報酬月額に大きな差は無いと証言しており、申立人の標準報酬月額のみが同僚等の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、A 社が加入していた C 健康保険組合における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、B 社は、「申立人の勤務期間及び申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、このほか、申立期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで  
昭和 39 年 4 月 1 日から A 社（現在は、B 社）に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する退職者名簿から、申立人が同社に昭和 39 年 3 月 11 日から同年 11 月 10 日まで勤務していたことは確認できるものの、オンライン記録によると、同社は平成 9 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日前の記録は確認できないことから、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B 社の事業主は、「申立人に係る資料は保管していないが、退職者名簿から入社日と退職日は確認できた。また、当社は、平成 9 年 10 月 1 日までは厚生年金保険に加入していない。」と回答している。

さらに、申立人が A 社で一緒に勤務していたとする同僚 2 人についても、同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 23 日から 48 年 7 月 24 日まで  
② 昭和 52 年 8 月 22 日から同年 12 月 10 日まで  
③ 昭和 55 年 7 月 31 日から 56 年 1 月 31 日まで  
④ 昭和 56 年 4 月 20 日から同年 7 月 23 日まで

申立期間①から④までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額は実際の給料の額より低いので正しい金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社（現在は、B社）における実際の給与額は、オンライン記録の標準報酬月額の2倍近くはあったと申し立てている。

しかしながら、申立人は、控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管しておらず、B社は、保管期限を経過し、資料を廃棄したため、当時のことは不明と回答しており、申立人がオンライン記録にある標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない。

また、オンライン記録により抽出した申立人と同日入社と同僚 37 人の資格取得時の標準報酬月額は、最高で 5 万 2,000 円、最低で 2 万 8,000 円、昭和 46 年 9 月の月額変更時の標準報酬月額は、最高で 8 万 6,000 円、最低で 4 万 5,000 円、47 年 9 月の月額変更時の標準報酬月額は、最高で 11 万 8,000 円、最低で 5 万 2,000 円となっており、申立人の標準報酬月額のみが同僚と比べて著しく低額であるといった不自然な点は無く、申立人が主張する約 2 倍の標準報酬月額の同僚は確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立期間の標準報酬月額について、遡及して訂正された形跡は認

められない。

申立期間②について、申立人は、C社における実際の給与額は、20万円ぐらいあったにもかかわらず、オンライン記録の標準報酬月額では11万円と低くなっていると申し立てている。

しかしながら、申立人は、控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管していない上、C社は、資料を保管しておらず、当時の担当者もいないことから、当時のことは確認できないと回答しているため、申立人がオンライン記録にある標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人と同日入社と同僚80人の資格取得時の標準報酬月額は、すべて申立人と同額の11万円となっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立期間の標準報酬月額について、遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正された形跡は認められない。

申立期間③について、申立人は、D社（現在は、E社）における実際の給与額は、20万円ぐらいあったにもかかわらず、オンライン記録の標準報酬月額では17万円と低くなっていると申し立てている。

しかしながら、申立人は、控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管しておらず、E社は、当時の資料が残っていないことから不明であると回答しているため、申立人がオンライン記録にある標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人と同日及びその前後に入社した同僚31人（申立人と同日入社で同じ業務内容であったとして申立人が挙げた同僚1人を含む。）の資格取得時の標準報酬月額は、すべて申立人と同額の17万円となっている。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚から申立人の申立期間における報酬額等について、証言を得ることはできない上、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立期間の標準報酬月額について、遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正された形跡は認められない。

申立期間④について、申立人は、F社（現在は、G社）における実際の給与額は、20万円ぐらいあったにもかかわらず、オンライン記録の標準報酬月額では14万2,000円と低くなっていると申し立てている。

しかしながら、申立人は、控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管しておらず、G社は、給与支払、社会保険に関する資料は、保管期限を経過したため、残っていないと回答しているものの、同社が提出した申立人の採用時の決裁資料によると、申立人の初任給は14万2,138円となっており、申立人がオンライン記録にある標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人と同日及びその前後に入社した同

僚 14 人（申立人と同日入社であったとして申立人が挙げた同僚 1 人を含む。）の資格取得時の標準報酬月額は、すべて申立人と同額の 14 万 2,000 円となっている。

加えて、申立人が挙げた同僚から申立人の申立期間における報酬額等について、証言を得ることはできない上、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立期間の標準報酬月額について、遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A（申立人の兄）所有の船舶に乗船していた。同じ船に乗っていた兄弟や親族は、同船舶が船員保険の適用になった昭和 53 年 4 月 1 日から加入記録があるにもかかわらず、自分だけ申立期間について年金記録が確認できなかった。申立期間に乗船していたのは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人がAが所有する船舶に乗船していたことは推認できる。

しかし、船舶所有者であるAは既に死亡していることから、申立人の船員保険の適用状況について、確認することができない。

また、申立人が一緒に乗船していたと主張している申立人の次兄は、「申立人は、ほかの兄弟よりも遅く船に乗り始めており、しばらくの間は交代要員として色々な船に乗っていた。申立期間は、まだ船員保険には加入させていなかった。」と証言している。

なお、申立人の所持している船員手帳により、申立人が昭和 53 年 11 月 9 日からB社（現在は、C社）の所有するD船に雇入れされていることが確認できるが、同社は 58 年 7 月 1 日から船員保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、前述の申立人の次兄は、「D船は担保の関係で名義上はB社が船舶所有者となっていたが、実際の所有者はA氏であった。」と証言しており、申立人も給与はAから支払われていたと主張している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 6 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで A 社に勤務していたが、申立期間についての厚生年金保険の記録が確認できなかった。勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するところの A 社について、商業・法人登記簿等に基づき確認した結果、申立人が同僚と証言している 2 人及び事業主の氏名が同登記簿に記載されている役員の氏名と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿には、当該事業所名の記載は無く、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A 社の元事業主の元妻は、「A 社は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。